

## 甲府市貨物運送事業者応援金交付要綱

令和5年3月10日

産第13号

(趣旨)

第1 この要綱は、市民生活や経済活動に不可欠な役割を担う物流を支えている、道路貨物運送事業者に対して、人や物の移動が活発化する時期における物流の円滑化と地域経済への影響を最小限に抑えるため、予算の範囲内において、甲府市貨物運送事業者応援金(以下「応援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「法」という。)第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 特定貨物自動車運送事業 法第2条第3項に定める特定貨物自動車運送事業をいう。
- (3) 貨物軽自動車運送事業 法第2条第4項に定める貨物軽自動車運送事業をいう。
- (4) 貨物自動車運送事業 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業をいう。

(支援対象事業者)

第3 応援金の対象となる事業者(以下「支援対象事業者」という。)は、次に掲げる各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 申請日時点において、貨物自動車運送事業に必要な許可を得、又は届出を行い、当該貨物自動車運送事業を営み、引き続き、事業継続する意思があること。
- (2) 市内に本社又は営業所を有する法人又は個人事業主
- (3) 申請時に市税を滞納していないこと。
- (4) 代表者又は役員等が甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(支援対象車両)

第4 応援金の対象となる車両(以下「支援対象車両」という。)は、支援対象事業者の所有又は使用する事業用の車両であって、使用の本拠の位置を市内としている車両とする。ただし、自動二輪車、小型特殊自動車、被けん引車及び霊柩車を除く。

(応援金の額)

第5 応援金の額は、別表の区分に応じた額とし、交付は1事業者につき1回とする。

(応援金の受付期間)

第6 応援金の受付期間は、令和5年3月27日から令和5年5月31日までとする。

(応援金の申請)

第7 応援金の支給を受けようとする事業者は、甲府市貨物運送事業者応援金申請書兼請求書(第1号様式)に次の書類を添付して、申請するものとする。

- (1) 甲府市貨物運送事業者応援金車両内訳書（第2号様式）
- (2) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可証又は貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し
- (3) 支援対象となる全車両の自動車検査証の写し（申請時において有効期間内のものであること）
- (4) 誓約書
- (5) 本人確認書類の写し（法人は商業登記簿謄本の写し、個人は身分証明書（免許証等）の写し）
- (6) 応援金の振込先が分かる通帳の写し

（応援金の支給決定）

第8 市長は、第7の申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、甲府市貨物運送事業者応援金支給決定通知書（第3号様式）により通知し、速やかに応援金を支給するものとする。

（応援金の返還）

第9 市長は、応援金の支給決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給決定を取り消し、支給した応援金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により、応援金の支給を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（実地調査）

第10 市長は、甲府市貨物運送事業者応援金支給事業に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、応援金の支給決定を受けた事業者から報告を求め、又は職員による実地調査を行うことができる。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

## 別表

車両区分	応援金の額
一般貨物自動車運送事業車両	1台当たり5万円
特定貨物自動車運送事業車両	1台当たり5万円
貨物軽自動車運送事業車両	1台当たり3万円